

平成28年 第7回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年6月23日(木) 午後1時30分から午後2時54分まで

2. 開催場所 田沼中央公民館 3階展示室

3. 出席委員 (27人)

会長	27番	杉山 忠
委員	1番	森下憲一
委員	2番	新井藤市
委員	3番	亀田文昭
委員	4番	小林秀秋
委員	5番	福田フミエ
委員	6番	志賀喜一
委員	7番	木村弘一
委員	8番	松本信行
委員	9番	藤倉義雄
委員	10番	島田一男
委員	11番	丸山 勤
委員	12番	岩上良雄
委員	13番	島田正実
委員	14番	相良 昇
委員	15番	尾花 收
委員	16番	桂 正次
委員	17番	樋下田政義
委員	18番	新井 勉
委員	19番	小堀幸雄
委員	20番	飯島誠治
委員	21番	田中 茂
委員	22番	京谷博次
委員	23番	兵藤 勇
委員	24番	大関千代子
委員	25番	立川勝美
委員	26番	高橋 功

4. 欠席委員 (なし)

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号、報告第2号について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第6号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 佐野農業振興地域整備計画の変更について

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 墳本隆男

農地調整係 係長 金子裕美

主査 黒田和美

主査 槇田俊幸

主査 飯塚康夫

主事補 桑子豪敏

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、平成28年第7回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議長	開会に先立ち、事務局長をして本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	事務局長、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員につきましては、27名全員でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、ございません。以上でございます。
議長	ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は27名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。 ただいまから、平成28年第7回佐野市農業委員会総会を開会いたしま

す。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号3番 亀田文昭委員、議席番号24番 大関千代子委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の榎田俊幸主査、桑子豪敏主事補を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号、報告第2号であります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成28年6月23日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成28年6月23日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議をいただく案件は、議案第1号から議案第6号まででございます。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成28年6月23日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。現地調査・検討結果報告書をご覧ください。

3条387番 契約内容は、贈与による所有権の移転。従って対価はございません。申請地までの距離は0.3km、所要時間は3分です。大農機具の所有状況は、トラクター3台、コンバイン、耕運機各1台を所有しております。農作業従事人数は4人、従事日数は850日です。検討事項の7項目につきましては、5番につきましては、許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、従前と耕作内容等に変わりがない案件であることから、事務局で現地調査を行いましたところ、特に問題ございませんでしたので、該当しません。その他5項目につきましても、審査の結果、すべて該当いたしませんでしたので、総合意見として許可相当と思われれます。

3条388番 契約内容は、使用貸借権の設定10年。従って対価はありません。申請地までの距離は1km、所要時間は10分です。大農機具の

所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機各1台を所有しております。農作業従事人数は2人、従事日数は300日です。検討事項7項目につきましては、5番につきましては、許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、従前と耕作内容等が変わりがない案件であることから、事務局で現地調査を行いましたところ、特に問題ございませんでしたので、該当しません。その他5項目につきましても、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条389番 契約内容は、売買による所有権移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター2台、コンバイン、田植機、乾燥機各1台を所有しております。農作業従事人数は2人、従事日数は600日です。検討事項の7項目につきましては、5番につきましては、許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を担当の委員をお願いいたしまして、結果、問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんでしたので、総合意見として許可相当と思われれます。

3条390番 契約内容は、売買による所有権移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は4km、所要時間は15分です。大農機具の所有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機各1台をリースしております。農作業従事人数は3人、従事日数は290日です。検討事項の7項目につきましては、5番につきましては、許可後の耕作面積が下限面積50aに達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を担当の委員をお願いいたしまして、結果、問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんでしたので、総合意見として許可相当と思われれます。

以下、3条399番まで、申請地までの距離及び農地の利用状況等は同様となりますので、省略させていただきます。

3条391番 契約内容は、売買による所有権移転。対価は〇〇円です。検討事項7項目のうち、7番につきましては、現地調査を担当の委員をお願いいたしまして、結果、問題なしとのことですので、該当しません。その他6項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんでしたので、総合意見として許可相当と思われれます。

3条392番 契約内容は、売買による所有権移転。対価は〇〇円です。検討事項7項目のうち、7番につきましては、現地調査を担当の委員をお願いいたしまして、結果、問題なしとのことですので、該当しません。その他6項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんでしたので、総合意見として許可相当と思われれます。

3条393番 契約内容は、売買による所有権移転。対価は〇〇円です。検討事項7項目のうち、7番につきましては、現地調査を担当の委員にお願いいたしまして、結果、問題なしとのことですので、該当しません。その他6項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんでしたので、総合意見として許可相当と思われます。

3条394番 契約内容は、売買による所有権移転。対価は〇〇円です。検討事項7項目のうち、7番につきましては、現地調査を担当の委員にお願いいたしまして、結果、問題なしとのことですので、該当しません。その他6項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんでしたので、総合意見として許可相当と思われます。

3条395番 契約内容は、売買による所有権移転。対価は〇〇円です。検討事項7項目のうち、7番につきましては、現地調査を担当の委員にお願いいたしまして、結果、問題なしとのことですので、該当しません。その他6項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんでしたので、総合意見として許可相当と思われます。

3条396番 契約内容は、売買による所有権移転。対価は〇〇円です。検討事項7項目のうち、7番につきましては、現地調査を担当の委員にお願いいたしまして、結果、問題なしとのことですので、該当しません。その他6項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんでしたので、総合意見として許可相当と思われます。

3条397番 契約内容は、売買による所有権移転。対価は〇〇円です。検討事項7項目のうち、7番につきましては、現地調査を担当の委員にお願いいたしまして、結果、問題なしとのことですので、該当しません。その他6項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんでしたので、総合意見として許可相当と思われます。

3条398番 契約内容は、売買による所有権移転。対価は〇〇円です。検討事項7項目のうち、7番につきましては、現地調査を担当の委員にお願いいたしまして、結果、問題なしとのことですので、該当しません。その他6項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんでしたので、総合意見として許可相当と思われます。

3条399番 こちらの申請地は未相続のため、相続人全てが渡人となります。相続人につきましては、戸籍、相続関係説明図により確認しております。契約内容は、売買による所有権移転。対価は〇〇円です。検討事項7項目のうち、7番につきましては、現地調査を担当の委員にお願いいたしまして、結果、問題なしとのことですので、該当しません。その他6項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんでしたので、総合意見として許可相当と思われます。

議 長

事務局の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。議案第1号の権利移動関係の12頁3条の389番について、議席番号18番 新井 勉委員が、議事参与の制限に該当します。議案を分割して審議させていただきます。ご了承願います。

議案第1号の権利移動関係の12頁3条の389番について、審議します。新井 勉委員の退室をお願いします。

(新井 勉委員 退室 14:00)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号 権利移動関係の12頁3条の389番について、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第1号 権利移動関係の12頁3条の389番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。新井 勉委員の入室をお願いします。

(新井 勉委員 入室 14:02))

続きまして、議案第1号の権利移動関係の12頁3条の389番以外の案件について審議します。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号 権利移動関係の12頁3条の389番以外について、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第1号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成28年6月23日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号について、調査班、お願いします。

調査班

4条83番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備を設置するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田と畑」、東は「認定外道路幅員3m」、西は「田」、南は「畑」、北は「宅地」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、農水省農村振興局長通知の「第2種農地又は第3種農地において再生可能エネルギー発電設備を設置する場合には、当該設備の設置主体によらず農地法の規定による農地転用許可を受けて設置可能」という取扱いに該当すると思われま。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなり、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第2号については、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定をいたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成28年6月23日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号について、調査班、お願いします。

調査班

5条437番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備を設置するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「市道幅員4m」、南は「宅地」、北は「認定外道路幅員3m」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準及び立地基準は、4条83番での説明と同様です。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなり、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条438番について報告します。

本申請は、申請地を駐車場として使用するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「畑と宅地」、南は「市道幅員3m」、北は「畑」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が「自己の事業用の駐車場」であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条439番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備を設置するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「山林」、西は「市道幅員3m」、南は「雑種地」、北は「田」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準及び立地基準は、4条83番での説明と同様です。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条440番について報告します。

本申請は、一般住宅を建築するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「認定外道路幅員3m」、西は「宅地」、南は「市道幅員3m」、北は「宅地」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、敷地内浸透、雨水は敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第3種農地に該当し、許可の基準は「原則許可」です。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条441番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備を設置するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「宅地」、南は「宅地」、北は「畑」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準及び立地基準は、4条83番での説明と同様です。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第3号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第3号については、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定をいたしました。

次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

平成28年6月23日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号について、調査班、お願いいたします。

調査班

非農地293番について報告いたします。

願出地の状況は、工場敷地として利用されております。願出地の周辺には農地がないため、近隣の営農への支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成5年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地294番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されております。願出地のうち1筆の東と西と北、他の別の1筆の西、他の別の1筆の西と南は畑ですが営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地295番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されております。願出地の周辺には農地がないため、近隣の営農への支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地296番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されております。願出地のうち1筆の

西と南と北、他の別の1筆の東は畑ですが営農に支障はないと思われ
ます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証
明する資料として、平成5年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されて
います。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難
であると思われま

す。以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われま
す。

非農地297番について報告いたします。

願出地の状況は、農業用施設用地として利用されております。願出地の
南と北は畑ですが営農に支障はないと思われま

す。また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難
であると思われま

す。以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われま
す。以上です。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。こ
れより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号について、願いの
とおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第4号は、願いのとおり証明するこ
とに決定いたしました。

議案第5号「佐野農業振興地域整備計画の変更について」を議題といた
します。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 佐野農業振興地域整備計画の変更について、このことにつ
いて、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

平成28年6月23日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第5号について、調査班、お願いします。

調査班

農用地除外44番について報告します。

本申出は、一般住宅建築のため、農振農用地区域から除外したいという案件です。事業計画の概要については、一般住宅1棟の敷地として申出地を利用したいというものです。

申出に係る事項ですが、申出地は「田」です。周囲の状況は、東は「田」、西は「田」、南は「市道幅員6m」、北は「田」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流、雨水は敷地内浸透」です。

調査に係る意見については、農地の区分は農用地区域内の農地です。農用地区域の変更が完了すると第1種農地に該当し「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外自由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは、有り」と思われます。

農用地除外45番について報告します。

本申出は、一般住宅建築のため、農振農用地区域から除外したいという案件です。事業計画の概要については、一般住宅1棟の敷地として申出地を利用したいというものです。

申出に係る事項ですが、申出地は「田」です。周囲の状況は、東は「宅地」、西は「田」、南は「田」、北は「市道幅員6m」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流、雨水は敷地内浸透」です。

調査に係る意見については、農地の区分は農用地区域内の農地です。農用地区域の変更が完了すると第1種農地に該当し「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外自由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは、有り」と思われます。

農用地除外46番について報告します。

本申出は、作業敷地の拡張のため、農振農用地区域から除外したいとい

う案件です。事業計画の概要については、資材置場の敷地として申出地を利用したいというものです。

申出に係る事項ですが、申出地は「田」です。周囲の状況は、東は「田」、西は「市道幅員7m」、南は「宅地」、北は「田」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

調査に係る意見については、農地の区分は農用地区域内の農地です。農用地区域の変更が完了すると第1種農地に該当し「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が「資材置場」であり、不許可の例外自由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われます。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは、有り」と思われます。

農用地除外47番について報告します。

本申出は、農機具置場、作業所、建築資材置場、駐車場用地のため農振農用地区域から除外したいという案件です。事業計画の概要については、農機具置場1棟、作業所1棟、建築資材置場1棟の敷地として申出地を利用したいというものです。

申出に係る事項ですが、申出地は「宅地」です。周囲の状況は、東は「認定外道路幅員2m」、西は「雑種地」、南は「宅地」、北は「認定外道路幅員2m」です。排水計画は「雨水のみ敷地内浸透」です。

調査に係る意見については、農地の区分は、農用地区域内の農地です。農用地区域の変更が完了すると第2種農地に該当し、「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、転用目的が農機具置場、作業所、建築資材置場であり、不許可の例外自由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われます。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは、有り」と思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第5号 佐野農業振興地整備計画の変更につ

いては、農用地から除外された場合の転用許可の見込の有無を「有」とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号の変更については、農用地から除外された場合の転用許可の見込の有無を「有」とすることに決定いたしました。

続いて、議案第6号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

平成28年6月23日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。議案第6号 利用権設定関係の39頁13番について、議席番号7番 木村弘一委員が、43頁56番について、議席番号18番 新井 勉委員が議事参与の制限に該当します。議案を分割して審議させていただきます。ご了承をお願いいたします。

議案第6号 利用権設定関係の39頁13番について審議をいたします。木村弘一委員の退室をお願いします。

(木村弘一委員 退室 14:50)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第6号 利用権設定関係の39頁13番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第6号 利用権設定関係の39頁13番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。木村弘一委員の入室をお願いします。

(木村弘一委員 入室 14:51)

次に、議案第6号 利用権設定関係の43頁56番について審議をいたします。新井 勉委員の退室をお願いします。

(新井 勉委員 退室 14:52)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第6号 利用権設定関係の43頁56番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第6号 利用権設定関係の43頁56番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。新井 勉委員の入室をお願いします。

(新井 勉委員 入室 14:53)

次に、議案第6号 利用権設定関係の39頁13番、43頁56番以外の案件について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第6号 利用権設定関係の39頁13番、43頁56番以外の案件については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第6号 利用権設定関係の39頁13番、43頁56番以外の案件は、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。平成28年第7回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

14時54分閉会